

大阪版市場化テストについて

メモ

I 検討の経緯

1. 大阪版 PPP 改革の一環として導入の検討(H16.9)

○「大阪府市場化テストガイドライン(H17.6)」を策定

市場化テストの類型として「官民競争型」以外に、「提案アウトソーシング型」という独自手法を設定し、まずはその実施からスタート

2. 実質的にアウトソーシングを進める一手法として検討

○官民競争入札が「市場化テスト」の本質との理解はあるが、官民競争入札の実施には技術的課題も多く、PPP 改革の理念の下、アウトソーシングを実質的に進める方法を模索

⇒アウトソーシングが進まない要因の解決に役立つような制度設計

○この制度においても、「公共サービスの提供者を自治体が予め決めないで、官と民がコストと質の両面から競い、優れた方が提供者となる」という意味合いで、市場化テストの本旨は担保

《参考》アウトソーシングを阻む要因とその対応の検討

定例、単純な業務以外でも下記のような特徴的な事例を進めるも、停滞感あり

・総務サービスセンター事業 (H16～) ・消費者相談業務(H14～)、 旅券発給業務(H16～)

・債権回収業務(中小企業高度化資金業務:H16～)

類 型	対応の考え方
① 公権力の行使に係る業務であり、アウトソーシングが実施できない。	法律による規制解除 (特定公共サービスの要望)
② 公権力の行使に係る部分を含んだ業務があることから業務の切り分け(公権力の行使部分とそうでない部分)を行う必要があり、直ちにアウトソーシングを実施できない。	効果が見込まれる業務などは順次検討
③ 当該業務をアウトソーシングしても、実際の受け手(事業者)があるかどうか分からない。	※ 業務に関する情報開示の上、具体的提案を求める
④ 当該業務をアウトソーシングすることによって、どのような効果があるのか分からない。(「現在行政で実施しているサービスが最適である。」というドグマの存在)	※ 業務に関する情報開示の上、具体的提案を求める
⑤ 民間の業務実施手法がわからないので、当該業務をどのような形でアウトソーシングすべきかわからない。	※ 業務に関する情報開示の上、具体的提案を求める
⑥ 当該業務に従事している職員の処遇が問題となる。特に少数職種が従事する業務の場合、配置転換にも限界がある。	新規採用の抑制などで対応 少数職種は、個別に検討

⇒※印を大阪版市場化テストの取組みで解決を図る。

別紙1: 大阪版市場化テストの実施プロセス

別紙2: 大阪版市場化テストと公共サービス改革法の構造的相違

Ⅲ 公共サービス改革法への対応

1. 特定公共サービス

○府は本年度、「大阪府育英会奨学金事業に係る貸付債権の管理・回収事務」と「在職者を対象とした職業訓練に係る制度の改善について」の2業務を要望

- ・ 要望を提起した業務にかかわらず、可能な限り都道府県で活用できるサービスの増加を要望
- ・ 自治体で活用できるサービスが増えれば、当然活用(法適用)を考えるべきと認識(特定公共サービスを活用しないことの説明責任は自治体が負うものとする。)
- ・ 要望については、提案項目について、具体化の責任(要望する以上は特定公共サービスとされた場合は、速やかに民間開放を実施するという)を負うものと認識しており、担当部局との調整が不可欠

○府が要望した業務が特定公共サービスに位置づけられ場合は、法の手続きに従い速やかに実施する意向

2. 特定公共サービス以外の業務

○法適用(準用)は、自治体の独自判断とされており、法適用にメリットを感じるに至っていない。

《参考》法の手続きと実施上の課題

法の手続	課 題 等
対象業務の抽出	・アウトソーシングの対象抽出は担当部局との調整等相当な努力が必要 ・大阪版市場化テストの運用においても、国のように対象を定めずに幅広く民間事業者でも実現可能な業務の募集を検討していくことが、監理委員会で課題と指摘されているところ。⇒法と同様な提案制度の検討
合議制機関の条例化	・公共サービス改革法に基づかない任意の取組の場合、条例化の必要性は見出せない。
合議制機関での審議	・自治体は、業務の抽出で逡巡しており、その解決の手法として幅広く提・案を求めたとしても、事後の検討が不可欠。この事後の検討の難しさを解決する手法としての第三者機関は、絶大な権限、能力、それに見合う事務局体制が必要。 ・なお、大阪版市場化テストにおいては、事業部局の民間に対する理解並びに民間委託となった場合の不安感払拭を根幹としているため、できるだけ事業部局の協力を得られるような運営に努めている。
実施方針(意見聴取)の意義	・対象となった業務について、改めて意見聴取を実施する意義はあるのかどうか、疑問。
発注手続	・民間競争入札の場合、これまでのアウトソーシングと類似であり、特定公共サービスについて詳細な規定をおく意義はあるが、それ以外の業務に法準用を行う必要があるかどうか、疑問。
一連の手続き	・一連の手続きを踏んでも、特にメリットがない。

○官民競争入札については、検討中ではあるが、検討課題が多い。

《参考》官民競争入札の課題

項 目	課 題
官のコスト	・間接費、減価償却費、退職手当引当金など官庁会計にないコストの把握

	・「実施要綱における従来の実施状況に関する情報の開示に関する指針」の実用性
情報遮断	・業務担当セクション以外での仕様書作成の限界 (最適な仕様書を作成できるのは、現に業務を実施しているセクション)
競争条件の均一化	・租税負担、リスク負担 ・「官民競争入札における国の行政機関等の入札額の算定及びその調整にかかる指針」の有効性
公務員の配置転換	・官民競争の結果が出るまで、官側が実施することにも備え、職員を確保しておくか、あるいは職員を採用する必要性

IV 今後の方向性

★ 大阪版市場化テストの課題

- ①対象業務の抽出方法
- ②実施の労力 (通常のアウトソーシング < 大阪版市場化テスト < 官民競争入札)
- ③提案公募は事後の入札等と切り離されており、民間事業者の提案への期待に不安
- ④実際の入札時にのみ参加を希望する所謂「フリーライダー」の発生
- ⑤官の自主的業務改善の機会が限定的

★ 法適用、法準用

地方自治体が活用できる「特定公共サービスの増加」により、府においても法適用を検討し、合議制機関を条例設置すれば、法規制のない業務も法準用で処理していくのが通常。

★ 官民競争入札

- ・公会計の見直し(東京都の例)など根本的な課題解決を図りつつ、官民比較の手法や情報遮断措置などの個別課題の検討を進める。
- ・独立行政法人、公益法人など、エイジエンシー化された団体が民間と競争することは可能。
地方自治体においては指定管理者制度を適用することができるが、「公の施設」の管理以外のサービス業務についても適用拡大の可能性はある。